## 扶養手当に関する規則

平成 18 年 10 月 30 日 規 則 第 9 号

改正 平成 20 年 3 月 31 日規則第 7 号 平成 25 年 2 月 21 日規則第 1 号 平成 29 年 3 月 31 日規則第 1 号 令和 2 年 2 月 3 日規則第 2 号

(趣旨)

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(平成 18 年北但行政事務組合条例第7号)において準用する豊岡市職員の給与に関する条例(平成 17 年豊岡市条例第51号) 第12条第1項に規定する扶養手当に関し必要な事項を定めるものとする。 (準用)

第2条 扶養手当に関しては、豊岡市職員の扶養手当に関する規則(平成 17 年豊岡市規則第42号)を準用する。この場合において様式第1号中「給与条例第13条第1項」とあるのは「給与条例」に、様式第2号中「給与条例第13条第1項」とあるのは「給与条例」と読み替えるものとする。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**附** 則 (平成 20 年 3 月 31 日規則第 7 号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**(平成 25 年 2 月 21 日規則第 1 号) 抄

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**(平成29年3月31日規則第1号)抄

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和2年2月3日規則第2号)抄

この規則は、公布の日から施行する。